

保護命令申立手続の主な流れ

さいたま地方裁判所第3民事部保全係

1 申立書の受付

申立書には次の事項の記載が必要となります（DV防止法12条，規則1条）。
なお，申立書にうそ，偽りを記載すると過料に処せられます（DV防止法30条）。

- ① 当事者の氏名及び住所等
- ② 申立ての趣旨（求める命令の種類内容）
- ③ 申立ての理由（家族構成，相手方から受けた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫，今後申立人が相手方から身体に対する暴力により生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きい状況等）
- ④ DVセンター又は警察署に対し，相談又は援助もしくは保護を求めた事実
- ⑤ 上記④の事実がない場合は公証人役場にて宣誓供述書を作成した事実

※ さいたま地方裁判所本庁では，申立書の受付は，第3民事部保全係（D棟4階）で行っています。申立書の書式を用意しておりますので，窓口でお問い合わせください。

2 裁判官による申立人との面接

申立書に記載された事実や提出された証拠書類について，裁判官が，申立人本人から直接話を聞きます。代理人弁護士を選任している場合，代理人も同席します。

3 相手方の呼出し及び申立書写し等の送付（DV防止法14条，規則2条及び4条）

申立書に記載された事実や証拠等に対する相手方の意見を聞くため，期日呼出状，申立書及び証拠書類等の写しを相手方に送付して，裁判所への出頭を求めます。

4 審尋期日の実施（DV防止法14条）

裁判官が，相手方から，申立書に記載された事実や証拠等に対する意見を聞きます。申立人の代理人が同席することもできますし，相手方が代理人弁護士を選任した場合，相手方代理人が同席することもあります。

裁判官が，申立人又は相手方からもう一度話を聞きたいと考えた場合などに，次の期日を決めて，再度話を聞くこともあります。

5 保護命令発令（DV防止法15条）

裁判官が申立人の申立てを相当であると判断した場合は，保護命令が発令されます。

命令の内容は，審尋の際に，直接相手方に言い渡されるか，又は郵便で相手方に知らされます。

6 警察本部等への通知（DV防止法15条）

命令が発せられると，裁判所から申立人の住所又は居所を管轄する警察本部長にその旨の通知がされます。DVセンターに相談した旨を申立書に記載しているときは，DVセンターにも通知されます。

※ 相手方が保護命令に違反すると（DV防止法29条）

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。